

平成 31 年度 国分寺市監査計画

1 目的

この計画は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び国分寺市監査委員に関する条例（昭和 40 年 5 月 31 日条例第 24 号）、国分寺市監査委員事務取扱要領（平成 21 年 3 月 27 日施行）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関しての必要な事項を定めることとする。

2 基本方針

監査委員は、法により設置された独立の機関として常に公正不偏の立場で、公正で合理的かつ効率的な国分寺市政の運営確保のため、事務事業が所期の目的を達成しているか、現在の社会情勢、経済情勢からの見て妥当と認められるかを含めて、違法、不正の指摘にとどまらない、指導を含めた監査を行う。

以上を踏まえ、平成 31 年度の監査は次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 市の事務事業や予算執行について、合規性の検証にとどまらず、その有効性、効率性、経済性の検証を行う。
- (2) 対象機関における内部チェック体制の検証を行い、その整備・運営の状況を把握する。
- (3) 監査結果による指摘・要望等に対する改善状況等を的確に把握し、是正・改善を求め、監査の実効性を確保する。
- (4) 監査結果の記述は市民にわかりやすい表現とするよう努め、速やかに公表するほか、ホームページにも掲載する。

3 実施監査種別及び方針

平成 31 年度に実施する各監査については、次の方針による。具体的な内容については、別途策定する実施計画による。

なお、監査の実施に当たってはこれまでの監査等で蓄積された情報、財務会計システムを活用し、効果的な監査を行う。

(1) 定期監査（法第 199 条第 1 項・第 4 項）

市の事務事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、法令等にとり適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性、有効性の観点から実施する。今年度の対象部署は、総務部及び建設環境部とする。

(2) 財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項）

定期監査時に、補助金交付等の財政援助を行っている団体等の平成 30 年度の事業執行を対象に、補助金等の目的に沿って適性かつ効果的に行われているかを主眼として実施する。併せて所管部課の指導監督が適切に行われているかについて

も実施する。今年度の対象団体は国分寺市職員互助会及び国分寺市土地開発公社とする。

(3) 公の施設の指定管理者に対する監査（法第 199 条第 7 項）

平成 30 年度の公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況を対象に、協定等に沿って適性かつ効果的に行われているかを主眼として実施する。併せて所管部課の指導監督が適切に行われているかについても実施する。今年度の対象施設は国分寺市障害者センターとする。

(4) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者の保管する現金の残高及び出納諸表について計数を確認し、その保管状況を検査する。また、市の財政収支の動き、契約状況について計数面等から検証する。

(5) 決算審査・基金の運用状況審査（法第 233 条第 2 項・第 241 条第 5 項）

決算書及び関係書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理等、事務事業が適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施し、意見を付す。各基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、運用が設置目的に沿って適正かつ効率的にされているかを審査する。

(6) 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

市長が算出した健全化判断比率(実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率)，資金不足比率が適正に算出されているかについて審査し、意見を付す。

(7) その他の監査（法第 199 条第 5 項，第 75 条，第 242 条の規定による監査等）

随時監査，住民の直接請求に基づく監査，住民監査請求に基づく監査，その他の監査の実施に当たっては，監査計画をその都度策定する。

4 平成 31 年度監査実施計画

各監査等の実施時期及び報告・公表時期は次のとおりとする。

監 査 区 分	実 施 時 期	報 告 ・ 公 表 時 期
定期監査（財政援助団体等監査，指定管理者監査等を含む）	第 1 回 9 月～11 月 第 2 回 11 月～3 月	12 月 3 月
例月出納検査	毎月下旬の指定した日	毎月下旬
決算審査（基金の運用状況審査含む）	5 月～8 月	9 月
財政健全化審査	7 月～8 月	9 月

※決算，財政健全化審査の意見書は市長に送付し，市長から市議会に提出される。

5 執行上の重点事項

別途，個別監査実施計画で定める。

6 その他監査等の実施に関し必要と認める事項
その都度，別途決定する。

◎ 監査対象

監査区分	監査対象所管課・団体等	備考
定期監査	第1回 総務部 ○秘書課 ○契約管財課 ○職員課 ○防災安全課 ○課税課 ○納税課	
	第2回 建設環境部 ○建設事業課 ○道路管理課 ○交通対策課 ○下水道課 ○緑と建築課 ○環境対策課 ○ごみ減量推進課	
財政援助団体等 監査	第1回 ○国分寺市職員互助会	○総務部 職員課
	第2回 ○国分寺市土地開発公社	○政策部 政策経営課
公の施設の 指定管理者監査	第1回 ○国分寺市障害者センター	所管 ○福祉部 障害福祉課 指定管理者 ○社会福祉法人 万葉の里